二　プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
三　プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。
四　安全文化を醸成するための活動を促進すること。
（内部情報伝達）
第十六条　経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。
（経営責任者照査）
第十七条　経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。
2　試験研究用等原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。
（経営責任者照査に係るプロセス入力情報）
第十八条　試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。
一　監査の結果
二　試験研究用等原子炉施設の外部の者からの意見
三　プロセスの実施状況
四　試験研究用等原子炉施設の検査の結果
五　品質目標の達成状況
六　安全文化を醸成するための活動の実施状況
七　関係法令の遵守状況
八　是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況
九　従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置
十　品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更
十一　部門又は職員等からの改善のための提案
（経営責任者照査に係るプロセス出力情報）
第十九条　試験研究用等原子炉設置者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。
一　品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
二　個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
三　品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源

第四章　資源の管理監督

（資源の確保）
第二十条　試験研究用等原子炉設置者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。
（職員）
第二十一条　試験研究用等原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。
一　適切な教育訓練を受けていること。
二　所要の技能及び経験を有していること。
（教育訓練等）
第二十二条　試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
一　職員にどのような能力が必要かを明確にすること。
二　職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。
三　前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。
四　前号の措置の実効性を評価すること。
五　職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。
六　職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。
（業務運営基盤）
第二十三条　試験研究用等原子炉設置者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。
（作業環境）
第二十四条　試験研究用等原子炉設置者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章　個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

（個別業務に必要なプロセスの計画）
第二十五条　試験研究用等原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。
2　試験研究用等原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。
3　試験研究用等原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。
一　個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項
二　所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は試験研究用等原子炉施設に固有のもの
三　所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に固有のもの及び個別業務又は試験研究用等原子炉施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）
四　個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録
4　試験研究用等原子炉設置者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。
（個別業務等要求事項の明確化）
第二十六条　試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。
一　試験研究用等原子炉施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は試験研究用等原子炉施設に必要な要求事項であって既知のもの
二　関係法令のうち、当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に関するもの
三　その他試験研究用等原子炉設置者が明確にした要求事項
（個別業務等要求事項の照査）
第二十七条　試験研究用等原子炉設置者は、個別業務の実施又は試験研究用等原子炉施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。
2　試験研究用等原子炉設置者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。
一　当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。
二　当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。
三　試験研究用等原子炉設置者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。